

令和7年5月以降入所分

保育施設の利用申込の受付を済ませた方へ

((兼) 教育・保育給付認定申請)

【受付後の流れ】
結果にかかわらず、全員に
認定証を送付します。
有効期間が終了していない
認定証を、既に交付済みの場合
を除く。

結 果

内定

保留

内定の場合は、入所前月の20日までに電話連絡します。
保留の場合は、入所前月の21日以降に通知書を送付します。

保留の場合、令和8年3月入所まで月1回利用調整の対象となり、
各入所月の前月20日までに内定した場合のみ電話連絡します。
令和8年2月～3月内定は、12月中に電話連絡となります。
(保留の場合、保留通知の送付は初回のみ)

児童面談

- 内定した保育施設より電話連絡しますので、日程調整の上、入所前月中に内定した児童同伴で面接を受けてください。その際、施設で入所後の生活や持ち物、重要事項等の説明を行います。
- 児童面談の結果、集団生活に不適正と判断された場合、内定取り消しとなる場合もあります。
地域型保育では、運営規程などを確認し、契約を締結します。

利用決定・利用者
負担額及び副食費
免除の決定

- 入所月の上旬までに通知します。
- 8月分までは令和6年度市民税額(令和5年1月～12月の収入)から、9月以降は令和7年度市民税額(令和6年1月～12月の収入)から算定します。
- 保育料納入先 ・ 保育所→市 ・ 地域型保育→利用施設

入所

- 各月1日付で入所となります。

慣らし保育

- お子さんが保育施設の集団生活を過ごすには、徐々に慣れる時間が必要です。
このため入所当初の一定期間は保育時間が短くなります
入所児童(転園児童含む)は全員対象です。

注
意
事
項

希望保育施設の変更

入所希望月の前月10日(休日の場合は前開庁日)までに変更届を提出してください。
令和8年2月～3月入所は、令和7年12月10日(水)までとなります。

保育必要量の変更

保育必要量等の変更を希望される場合には、別途「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」を前月25日までに保育幼稚園課へ提出してください。

育児休業を許可できるに
チェックをされた方

「利用申込みに関する確認票」の「育児休業中での申込みの方」の「育休延長を許可できる」に
チェックを入れた場合でも利用調整の対象となり、内定となった場合には、下記「育児休業中で
申込みの方」のとおり復職していただくことになります。
内容変更希望の場合は、申込期日までに変更届及び就労証明書をご提出ください。

育児休業中で
申込みの方

入所翌月1日までに復帰していただき、入所翌月15日までに育児休業終了日以降に証明された
就労証明書を提出してください。

月64時間未満労働で申
込みの方

入所月中に月64時間以上の勤務条件変更をしていただき、入所翌月15日までに就労証明書を
提出してください。

採用内定で申込みの方

入所月中に就労開始し、入所翌月15日までに就労開始日以降に証明された就労証明書を提出し
てください。

求職中で申込みの方

入所翌月15日までに就労開始及び就労証明書を提出してください。

雇用期間が有期の方

就労証明書の雇用期間が有期の場合、雇用期間更新後に、就労証明書を再提出してください(就
労証明書に、更新有り等の記載があれば、提出は不要です)。

就労証明書が未提出の場合、入所翌月末で退園となりますので、必ず期日までに提出してください。

お
願
い

家庭状況や勤務状況の変
更

申請後に家庭状況や勤務状況が変更となった場合、必ず「教育・保育給付認定変更申請書(兼家
庭状況変更届)」と必要書類をご提出ください。
申請期間中に家庭状況が変更されていても、各月の申込期限後に提出された場合は、翌月の利用
調整時の指数から変更となります。また、利用内定後に家庭状況が変更されていることが判明した
場合、入所内定取消しとなる場合もあります。

内定辞退について

内定辞退は、利用調整全体に大きな影響を及ぼします。希望園は通う意思のある園のみご記入く
ださい。やむを得ず内定後に入所を辞退される場合、利用申込みの取下げ手続きを早急にしてい
ただく必要があります。取下げ後、再度保育施設に申し込む場合は、申込みに必要な書類一式を
再度揃えていただく必要があります。

そ
の
他

ご提出いただいた
書類一式について

お預かりした書類一式は、法令に基づく調査等を除き、保育施設等の利用申込み以外の目的には
一切使用いたしません。また、理由の如何にかかわらず返却・複写は致しかねますので、あらか
じめご了承ください。